**＜指定更新手続に関するＱ＆Ａ＞**

|  |
| --- |
| **問１ 事業所の有効期限を確認したいのだが、何を見れば確認できるのか？** |

指定通知書に「指定有効期間満了日」が記載されていますので、そちらで確認することができます。

|  |
| --- |
| **問２介護予防の指定を別の日に受けた場合、更新日は異なるのか？** |

両サービスの指定を同日に受けた場合、同時に更新することになります。

しかし介護予防を別の日に指定を受けた場合は、両サービスの有効期限は異なりますので、ご注意ください。

|  |
| --- |
| **問３ 横浜市以外の利用者がいるが、どうすればよいか？** |

その利用者の保険者に対しても指定更新の手続を行う必要がありますので、当該保険者（市町村）に確認し、必ず指定更新手続を行うようにしてください。

|  |
| --- |
| **問４ 指定更新手続をしなかった場合はどうなるのか？** |

介護保険事業所としての効力を失うことになります。そのため、保険給付が受けられなくなってしまい、事業所の運営に大きな支障をきたすことになります。本市としても、各事業所に対し更新のご連絡を行う等、手続が確実に行われるよう注意をしておりますが、各法人・事業所においても、更新期限を正確に把握し、確実に手続ができるよう準備をお願いします。

|  |
| --- |
| **問５ 法人で複数の事業所を運営しており、同一の受付期間に指定更新申請を行う事業所が複数ある。この場合、登記事項証明や誓約書等は、それぞれに原本が必要か？** |

更新の申請は事業所ごととなるため、原則として書類もそれぞれに用意していただきます。

しかしながら、上記のような場合、全てを原本とする必要はなく、原本１部＋コピー（事業所数分）を提出していただければ結構です。

その際、コピーの書類には、右肩の余白に原本を添付した事業所名、事業所番号を記入してください。

|  |
| --- |
| **問６ 指定更新申請書を提出した後に、記載事項に変更があった場合はどうすればよいか？** |

更新手続を担当している（本市の）職員に対し、通常どおりの変更届を提出してください。

ただし、介護従業者の変更等、通常変更届を必要としない変更については、変更届は不要です。

変更の都度、提出済の指定更新申請書等を修正する必要はありませんが、最終的には差し替え・修正をお願いすることもありますので、詳細は担当者とご相談ください。

なお、指定基準を満たすことが出来なくなる見込みが生じた場合は、至急担当者にご連絡ください。

|  |
| --- |
| **問７ 指定更新申請前に内容をチェックしていたら、変更届を提出していない事項があったが、どのように処理をしたらよいか？** |

速やかに変更届及び添付書類を提出してください。指定更新申請書類は、必ず変更後の内容で作成してください。

|  |
| --- |
| **問８ 定款に記載された「目的」の条文に、地域密着型サービスが定款にないようだが、どのようにすべきか？** |

平成18年４月の法改正により、サービス区分が変更されています。例えば、法改正前は「認知症対応型共同生活介護」は「居宅サービス」と定義されていましたが、法改正後は「地域密着型サービス」とされた上、「介護予防認知症対応型共同生活介護」も創設されました。

そのため、定款も見直していただき、変更する必要があります。

|  |
| --- |
| **問９ 現在、人員基準を満たすことが出来ず、減算体制で事業を継続している。この場合も更新が可能か？** |

指定・運営基準を満たすことが出来ないと見込まれる場合は、指定の更新を受けることができません。直ちに基準を満たすよう是正が必要です。減算の体制となっていなくても基準を満たしていない状況がある場合は、申請時に必ず、担当者に状況を説明してください。

|  |
| --- |
| **問10 指定の更新により事業所番号は変わるか？** |

事業所番号は変わりません。

|  |
| --- |
| **問11 認知症対応型通所介護の更新にあたり、管理者が特別な研修を修了していないのだが、問題ないか？** |

　原則は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している必要がありますが（注）、平成18年３月以前から当該認知症対応型通所介護事業所で管理者をしている方の場合は、研修を修了していなくても問題ありません。

|  |
| --- |
| （注）認知症対応型通所介護の管理者に新たに就く場合に修了しているべき研修「認知症対応型サービス事業管理者研修」ただし、平成18年３月31日までに、基礎課程又は実践者研修を修了した方で、平成18年３月31日に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム（認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了している方に限る）の管理者であった方は、改めて上記研修を受講する必要はありません。 |

|  |
| --- |
| **問12 グループホームの更新にあたり、管理者が認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していないが、問題ないか？** |

　平成18年３月以前から当該グループホームで管理者をしている方で、次の要件を満たしている場合は問題ありません。

　１　平成18年３月31日までに、「実践者研修（※１）」又は「基礎課程（※２）」を修了している者

　　　※１　18年局長通知及び18年課長通知、17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの

　　　※２　12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたもの

　２　平成18年３月31日に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者

３　認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了している者

　なお、上記要件を満たして管理者として業務している者が新たな（他の）グループホームの管理者になる場合は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講する必要があります。

|  |
| --- |
| **問13 小規模多機能型居宅介護、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護の更新にあたり、開設者は「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していなくてはいけないのか？** |

　上記サービスの開設者は研修を修了していることが必要です（※）。

（※）横浜市以外が主催した同研修でも構いません。

|  |
| --- |
| （注）開設者が修了しているべき研修「認知症対応型サービス事業開設者研修」ただし、平成18年３月31日までに認知症高齢者グループホームの指定を受けた事業所の開設者は平成21年３月31日までに上記研修を修了していればよいとされています。また、以下の研修を受けた者は、開設者として必要な研修を修了した者とみなします。①実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修（以上３つは平成17年度に実施されたものに限る）②基礎課程又は専門課程③認知症介護指導者研修④認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 |

|  |
| --- |
| **問14 介護保険事業所の更新にあわせて、改めて生活保護の指定介護機関の申請も行うのか？　また、老人福祉法の届出も行うのか？** |

　指定介護機関の申請、老人福祉法の届出いずれも不要です。